

3.1 建設発生土情報交換システムの機能概要

請負業者は、建設発生土情報交換システムの以下を利用することができます。

① 請け負った工事の修正・更新を行うことができます。



発注後情報

登録工事番号の登録

工事情報の更新

請け負った工事の「登録工事番号」を発注者からもらい、本システムに登録することにより、発注後情報の更新を行うことができます。

②本システムに登録されている、施設情報を閲覧することができます。



施設情報

ストックヤード
情報

土質改良プラント
情報

都道府県単位に施設情報が本システムに格納されていますので、該当する都道府県を選択し、施設情報の閲覧を行うことができます。